

# 保証の復習問題

2017年12月20日

松岡 久和

- 01 保証契約は、連帯保証であっても通常保証であっても、要式契約であり、債権者と保証人は、主たる債務者が保証を断るとの意思を表明していても、保証契約を結ぶことができる。[超基本]
- 02 民法の保証契約は、必ずしも金銭債務の保証に限られないが、主たる債務者自身にしか履行できない不代替的な債務の保証は、主たる債務との同一性が欠けるため、無効である。[基本]
- 03 保証債務は、主たる債務に付従し主たる債務と同じかより軽い内容でなければならないので、保証契約において、保証債務に独自の違約金を設定することはできない。[超基本]
- 04 債権者と保証人は、保証債務につき、さらに保証人や物上保証人を立てることができる。これらの保証や物上保証は、主たる債務に対してなされるものではないから、主たる債務に無効・取消し事由があっても影響を受けない。[基本]
- 05 Yが「資力は十分にあるので迷惑をかけることはない。安心して欲しい」と言うAを信頼して、AのXに対する債務の保証人となったところ、現実にはAに資力がなかった（現在もない）ことが判明した場合、Yは、保証契約の錯誤や（Aに違法な欺罔行為があったときに）詐欺を理由に取消しを主張して、保証債務の履行を拒むことができる。[基本]
- 06 主たる債務に条件がついていると、責任を負うか否かが保証契約締結時に保証人に明らかにならないから、保証人の保護の観点から、保証契約は無効である。[超基本]
- 07 保証契約が有効に成立するためには、保証人が行為能力や資力を持つ者であることは不可欠ではない。しかし、債務者が保証人を立てる義務を負う場合において、保証契約締結後に債務者から依頼された保証人が行為能力を制限されたとき、債務者が代わりの保証人や相当な担保を提供できなければ、債権者は、主たる債務者との契約を当然に解除することができる。[基本]
- 08 YがAに依頼されてXとの間で保証契約を書面で締結したところ、Aが破産手続開始の決定を受けた場合には、連帯保証人でないYも、催告・検索の抗弁権を有しない。しかし、XがAの破産財団の配当加入の手続を行わないときには、Yは、将来の求償債権を届け出てAの破産財団からの配当を求めることができる。[やや難]
- 09 検索・催告の抗弁権は、保証契約によって排除することができ、この場合、保証人は連帯保証人となる。[基本]
- 10 YがAに依頼されてXとの間で保証契約を書面で締結したところ、主たる債務を生じたAX間の契約は、Xが富裕なAを強迫して無理に結ばせたものであると判明した。Xの支払請求に対して、Yは、AX間の契約を取り消して、支払を免れることができる。[基本]
- 11 Yは、Aに依頼されてXとの間で1000万円、弁済期2008年1月31日、利息年5%の主たる債務について、保証契約を書面で締結した。Aから期限の猶予を乞われたXは、2月1日からの利息を年利10%とすることと引き換えに、3月31日まで弁済期を繰り下げる旨、Aと合意した。3月末になってもAが支払えない場合、Yは、改訂合意後の元利合計額につき、保証債務の履行責任を負う。[基本]
- 12 主たる債務者に対する履行の請求や主たる債務者の債務の承認は、いずれも主たる債務の消滅時効の完成を猶予するか更新する。これに対して、保証人に対する保証債務の履行の請求や保証人が行う保証債務の承認は、通常保証か連帯保証かを問わず、主たる債務の消滅時効の完成を猶予しないし更新しない。[基本]
- 13 主たる債務の消滅時効の完成後に主たる債務者が時効の利益を放棄した場合には、保証人は、主たる債務の消滅時効を援用して保証債務を免れることができない。[基本]
- 14 AはBに対する貸金債権についてYに保証させた。AがBに対する貸金債権をCに譲渡して、内容証明郵便でBにのみ通知した。Aの債権者XがAのYに対する保証債権を差し押さえた場合、Yは、AからCへの債権譲渡の事実を知っていてもXに支払えば免責される。[基本]

- 15 主たる債務者の相続人の限定承認や主たる債務者の破産免責などによって、主たる債務者の責任が減免されても、保証人は約定通りの保証債務を履行しなければならない。[基本]
- 16 主たる債務者が反対していても、保証契約は有効に締結でき、弁済した保証人は、主たる債務者に求償できる。しかし、この求償権の範囲は、主たる債務者の委託がある場合には委任契約、主たる債務者の委託はないがその意思に反しない場合には事務管理、主たる債務者の意思に反する場合には不当利得の法理に沿った規定によって、差異が設けられている。[超基本]
- 17 XがYから委託されてYのAに対する3000万円の借入金返還債務につきAとの間で書面による保証契約を締結した。Yは、この借入れの後にAに対する反対債権1000万円を取得した。Xは、Yに事前の通知をせず、主たる債務全額を弁済し、事後の通知を行って3000万円と遅延損害金等をYに求償した。YがXに反対債権の取得を知らせていなかった場合には、Yは、Xの求償に対して1000万円分の減額を主張できない。[超基本]
- 18 主たる債務者は、委託した保証人に対しても債務の弁済を事前に通知する必要がある。また、相殺権を行使して債務を免れた主たる債務者は、その事後の通知を怠ると、委託した保証人が主たる債務者の相殺を知らずに弁済した場合、その保証人からの求償を拒めない。[超基本]
- 19 委託を受けた保証人が民法の定める事前求償権を行使してきた場合には、主たる債務者は支払を拒絶することができない。[超基本]
- 20 債務者から委託を受けた物上保証人には、委託を受けた保証人に関する規定が準用されるため、事前求償権がある。[やや難]
- 21 主たる債務者の3000万円の債務につき、A・B・Cと一緒に通常の保証をした場合においては、債権者は、各保証人に1000万円ずつしか請求できないが、連帯保証や保証連帯の特約があれば各人に3000万円全額を請求できる。A・B・Cが互いの存在を知らずに、順次、3000万円の通常の保証をした場合にも、債権者は3000万円全額を請求できる。[超基本]
- 22 主たる債務者の3000万円の債務につき、A・B・Cが連帯保証をした場合、1500万円を弁済したAは、直ちに主たる債務者に求償でき、主たる債務者の債務がなお1500万円残っていてもB・Cに対して500万円ずつ求償できる。共同保証人間に求償権が認められるのは、主たる債務者が無資力となるリスクをこれらの者の間に公平に配分し、いち早く弁済した者が不利益を受けないようにするためである。[超基本]
- 23 一定の範囲に属する不特定の債務を担保する根保証契約は、保証人が法人であれば、極度額を書面または電磁的記録（以下、書面等と略する）で定めていなくても、そのみを理由に無効になることはない。[やや難]
- 24 個人貸金等根保証契約において、元本の確定する期日が6年後と定められてもこの約定は無効であり、元本は、法の規定する確定事由が途中で生じる場合を除き、契約時から5年を経過した時に確定する。[超基本]
- 25 期間の定めのない賃貸借契約において生じる賃借人の債務を保証する個人根保証契約も、極度額を定めていないと無効である。責任の存続期間を定めていない場合も無効である [基本]
- 26 身元保証契約は、単純な保証ではなく、損害担保契約の趣旨をも含むと解される。身元保証法により、責任の存続期間が限定され、身元保証人には一定の場合に解約権が認められる。しかし、私的自治を尊重するため、裁判所は、身元保証人の責任の範囲を限定することはできない。[超基本]